

## 第 2 5 期新居浜市農業委員会臨時総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和6年4月5日(金曜日) 13:25～13:33  
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

#### (2) 欠席委員

なし

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長 原道樹 事務局主幹 高橋一生  
農政係長 中島康治

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

会長代理の互選について、農地利用最適化推進委員の委嘱について



13時25分開会

### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人でございます。委員全員出席であることを御報告いたします。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

### 【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

それでは、ただいまから第25期新居浜市農業委員会臨時総会を開会いたします。

本日の議案ですが、「会長代理の互選について」、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において村上壽一委員と横井直次委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号「会長代理の互選について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

### 【原事務局長】

それでは、私から選出方法について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」となっております。この「互選」とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うという意味です。委員が相互に選挙するということは、選挙権者のすべて、すなわち、現在農業委員であるすべての委員の皆様がこれに参加する機会を与えられているということであり、投票によって行われるのが原則です。しかしながら、例えば、委員の中から指名による推薦で会長代理が選出される方法も法律上認められております。ただし、指名による推薦で選出する場合は、あくまでも全会一致の場合に限ります。つまり、全会一致でなければ成立いたしません。以上で説明を終わります。

### 【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、どなたか御意見はございませんでしょうか。

(村上委員挙手)

**【村上委員】**

会長代理に、現在、上部の役員である伊藤繁次郎委員を推薦したいと思います。  
なぜならば、会長が下の方なので、やはり上部の方が必要ではないかと思うからです。

**【藤田会長】**

ほかに御意見はございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

それでは、ただいま村上委員から推薦がありましたが、会長代理に伊藤繁次郎委員に就任していただくことでいかがでしょうか。

御賛同していただける委員さんは、起立をお願いします。

(全員起立)

ありがとうございました。

それでは、起立全員により、会長代理に伊藤繁次郎委員とすることに決定いたしました。

会長代理に就任されました、伊藤繁次郎委員より、就任の御挨拶をお願いします。

**【伊藤委員】**

ただいま御推薦いただき、会長代理に任命されました伊藤繁次郎でございます。2期目ではございますけれども、できるだけ頑張っていきたいと思っておりますので、今後もしろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【高橋主幹】**

議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を御説明いたします。

議案書1ページ及び参考資料をお目通しください。

令和6年2月5日付けで農地利用最適化推進委員の眞鍋哲哉委員が辞任されたことに伴い、「新居浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」に基づき、2月13日から3月14日までの間、農地利用最適化推進委員の募集について、新居浜市ホームページに掲載し、公募を実施いたしました。結果、募集1人に対し、1人の推薦がありました。「農業委員会等に関する法律」第17条において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

また、同規則第9条において農業委員会は、推進委員の候補者について、農業委員会の委員の会議における合議によって推進委員を決定し、委嘱すると定められておりますため、御審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、事務局からの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、委員の皆さんに、お諮りいたします。

千葉英明さんを農地利用最適化推進委員に決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員挙手)

挙手多数につき、千葉英明さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたします。

以上で、第25期新居浜市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

**【原事務局長】**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員